行田市建設工事「週休2日制モデル工事」試行要領

(趣旨)

第1条 建設業界では、就業者の高齢化や若年層の早期離職など、将来の担い手確保・ 育成が大きな課題となっており、就業者の処遇改善や休日の確保等、働き方改革を 進めることが求められている。

特に、週休2日の実現は、建設業界が魅力的な職場となり、若年者をはじめとする担い手の確保につなげるためにも必要不可欠であり、将来にわたる週休2日の定着に向けて、「週休2日制モデル工事」を試行するものである。

本要領は、行田市が発注する建設工事(営繕工事を除く)において、「週休2日制モデル工事(以下、モデル工事と呼ぶ。)」を試行するために必要となる事項を定めるものである。

(用語の定義)

第2条 この要領における用語の定義は、以下のとおりとする。

(1) モデル工事

「週休2日制モデル工事(現場閉所型)(以下、モデル工事(現場閉所型)と呼ぶ。)」の総称をいう。

(2) モデル工事 (現場閉所型)

対象期間において、4週8休以上の現場閉所に取り組む方式。

- 1) 调休2日
 - ①月単位の週休2日

対象期間において、全ての月で4週8休(現場閉所日数の割合(以下、「現場 閉所率」という。)が、28.5%(8日/28日)以上を達成したと認められる状態を いう。

だだし、暦上の土曜日・日曜日の閉所では28.5%に満たない月は、その月の 土曜日・日曜日の合計日数以上に閉所を行っている場合に、4週8休(28.5%) 以上を達成しているものとみなす。

②通期の週休2日

対象期間において、4週8休(現場閉所率が、28.5%(8日/28日))以上を 達成したと認められる状態をいう。

2) 対象期間

契約工期のうち、現場着手日から工事完成日(完成通知日)までの期間をいう。なお、年末年始休暇6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみの期間、工事一時中止期間、発注者があらかじめ対象外とする期間(受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など)は、対象期間に含まない。

やむを得ず「発注者があらかじめ対象外とする期間」を設定する場合は必要 最小限の期間とし、対象外とする作業と期間を設計図書に明示する。

3) 現場閉所

対象期間中に現場事務所での事務作業も含めて、1日を通じて現場が閉所された状態をいう。

なお、降雨、降雪等による予定外の現場閉所及び巡回パトロールや保守点検 等、現場管理上必要な作業を行う場合については、現場閉所日数に含めるもの とし、閉所が確定した段階で、速やかに、振替作業日の予定も含め、監督員に 報告するものとする。

4) 現場閉所日

対象期間中に現場閉所を行う日は、原則として土曜日及び日曜日とする。ただし、現場の特性等により別の曜日を選定することや、祝日を充てることもできる。

なお、現場閉所日は現場代理人、監理技術者等の休日と連動するものとする。

5) 現場着手日

現場事務所の設置、起工測量、資機材の搬入または仮設工事等を開始する日をいう。

- 6)工事完成日完成通知日をいう。
- 7) 現場閉所率

現場閉所率 = 対象期間内の現場閉所日数 ÷ 対象期間の日数

(対象とする工事)

第3条 モデル工事は、原則全ての工事を対象とする。

ただし、以下の工事はモデル工事としないことも可能とする。

- ・竣工時期や現場条件(出水期、交通規制、夏季休暇中に完成が求められる等) 制約が大きい工事
- ・緊急を要する工事【災害復旧工事(緊急随契を行うような工事)、応急工事等】
- ・単価契約方式による工事
- ・上記以外の理由により週休2日の取得が困難な工事

(発注方式)

- 第4条 モデル工事の発注は、次の方式によるものとする。
 - ・モデル工事(現場閉所型)
- 2 発注者は、モデル工事の発注に当たっては、参考1、2に基づき入札公告及び特記 仕様書に発注方式を明示するものとする。

(工期の設定)

第5条 発注者は、契約工期の設定では、通常算入する準備期間、施工に必要な実日数、不稼働日及び後片付け期間に加え、週休2日の実施に係る受発注者の事務処理

期間として、14日上乗せするものとする。

- 2 契約工期の変更理由が、以下に示す受注者の責によらない場合は、発注者と受注 者が協議の上、適切に工期の変更契約を行う。
 - ・受発注者間で協議した工事工程の条件に変更が生じた
 - ・著しい悪天候により、作業不稼働日が多く発生した
 - ・工事中止や工事一部中止により、全体工程に影響が生じた
 - ・資機材や労働需要のひつ迫により、全体工程に影響が生じた
 - ・その他特別な事情により、全体工程に影響が生じた

(経費の補正)

第6条 モデル工事(現場閉所型)の当初の予定価格においては、月単位の週休2日を 達成した場合の補正係数を各経費に乗じた補正を行うものとする。

なお、現場閉所率の達成状況を確認後、月単位の週休2日に満たない場合は、請 負代金額の補正係数を通期の週休2日に変更するものとし、通期の週休2日に満た ない場合は、補正係数を除した変更契約を行うものとする。

「モデル工事 (現場閉所型)」の補正係数

経費	月単位の週休2日	通期の週休2日
労 務 費	1. 04	1. 02
機械経費 (賃料)	1. 02	1. 02
共通仮設費率	1. 03	1. 02
現場管理費率	1. 05	1.03

※市場単価方式および土木工事標準単価による週休2日の取得に要する費用の計上については、補正係数を乗じた単価を使用すること。別紙【市場単価方式による週休2日の取得に要する費用の計上に関する補正係数および土木工事標準単価による週休2日の取得に要する費用の計上に関する補正係数】を参照

(実施方法)

- **第7条** 発注者は、入札公告にモデル工事である旨を明示するとともに、特記仕 様書を添付するものとする。
- 2 現場施工着手前に、以下のとおり対応するものとする。
 - ・受注者は、週休2日を前提とする施工計画書及び工程表を提出する。
 - ・受注者は、工事着手日から月単位分の「現場閉所計画・実績報告書(様式1)」に 休日の取得計画について記入し発注者の確認を受ける。
 - ・受注者は、対象期間中、施設管理者の承諾を前提にモデル工事であることをP R するための掲示を行う。
- 3 対象期間中は、以下のとおり対応するものとする。
 - ・受注者は、翌月単位分の「現場閉所計画・実績報告書(様式1)」を毎月末に提出

- し、休日の取得計画及び実施報告について発注者の確認をうける。
- ・天候の影響や地元対応等により、現場閉所日の振替を行う場合は、原則として、事前に工事現場連絡票を提出し、発注者の承諾を受けることとするが、天候の急変や 緊急工事など急を要する場合は、事後報告でも可とする。
- ・発注者は、現場閉所日に作業が生じるような指示は行わないとともに、受注者から の協議等にはクイックレスポンスに努める。
- ・受注者は、週休2日の確保について、下請負人を指導する。
- 4 工事完成時(工事検査前)には、以下のとおり対応するものとする。
 - ・受注者は、工事完成日の14日前までに、「現場閉所計画・実績報告書(様式1)を提出するとともに、作業日報や出勤簿等を提示し、現場閉所率の達成状況について発注者の確認を受ける。提出日から工事完成日までの現場閉所日については、見込みで提出し、変更があった場合は、その都度速やかに再提出する。また、発注者は、提出日以降の実績について工事検査前までに確認する。
 - ・発注者は、現場閉所率又は平均休日率の進捗状況に応じ、週休2日に係る経費について、必要となる変更契約を行う。
 - ・現場完成日が工期終期に近く、設計変更等の手続き期間を取れない恐れがある場合には、受発注者協議により取組の実績を確認する日を決定するものとし、それ以降は、現場閉所日又は休日を協議により決定し、これに基づき変更契約を行う。

(アンケート調査)

第8条 アンケート調査を行う場合は、受注者に対し協力を依頼する。

(工事成績評定における評価)

第9条 工事成績評定における加点は行わない。なお、週休2日が達成できなかった ことによる減点はない。

(その他)

第10条 その他必要な事項は別に定める。

附則

本要領は、令和2年2月3日から施行する。

附則

本要領は、令和2年4月1日から施行する。

附則

本要領は、令和2年11月1日から施行する。

附則

本要領は、令和6年4月1日から施行する。

附則

本要領は、令和6年10月1日から施行する。

ただし、9月単価を使用して積算した工事は、従前の試行要領を適用することとする。

参考1:入札公告への明示方法

本工事は、行田市「週休2日制モデル工事」の試行対象工事である。

施行の実施は、行田市「週休2日制モデル工事」試行要領によるものとする。試行要領は、行田市ホームページで確認すること。

参考2:特記仕様書への明示方法

本工事は、行田市「週休2日制モデル工事」試行要領の対象工事である。